

28 総合第 1300 号

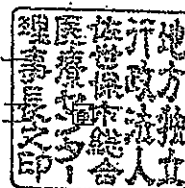
平成 28 年 12 月 28 日

佐世保市長 朝長 則男 様

地方独立行政法人

佐世保市総合医療センター

理事長 澄川 耕



地方独立行政法人佐世保市総合医療センター
役員報酬等規程等の一部改正について（届出）

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター役員報酬等規程等の一部を改正いたしましたので、地方独立行政法人法第 48 条、第 56 条及び第 57 条の規定に基づき、届出します。

記

変更概要

- (1) 地方独立行政法人佐世保市総合医療センター役員報酬等規程の改正
役員の賞与の支給月数を 0.15 月引上げるもの
6 月分 100 分の 147.5 を 100 分の 155
12 月分 100 分の 162.5 を 100 分の 170 に改定
- (2) 地方独立行政法人佐世保市総合医療センター職員給与規程の改正
 - ① 給与表（医療職、医療技術職、看護職、事務職等）の改定
平均 0.310% 引上げるもの
 - ② 扶養手当の支給額の改定
 - ③ 職員の勤勉手当の支給率を 6 月分 0.05 月、12 月分 0.05 月引上げ、それぞれ 0.850 月とするもの



以上